

豊環減第 号

令和 4 年(2022 年) 8 月 日

豊中市廃棄物減量等推進審議会
会 長 様

豊中市長 長内 繁樹

一般廃棄物の減量の促進及び適正処理に関する事項等について（諮問）

このことについて、次のとおり意見を求めます。

記

1. 「第 4 次豊中市ごみ減量計画」の進行管理について
・令和 3 年度(2021 年度)事業等報告書について
2. 「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第 4 次豊中市ごみ減量計画」の中間見直しについて

(趣旨)

豊中市では、平成 30 年（2018 年）3 月に「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第 4 次豊中市ごみ減量計画」を策定し、「協働で取り組む循環型社会の構築」を基本理念に掲げ、ごみの焼却処理量を令和 9 年度（2027 年度）には平成 28 年度（2016 年度）実績より 8%削減することを目標に、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進に努めているところです。

この第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画においては、令和 4 年度（2022 年度）を中間目標年度とし、計画の進捗状況等に応じた見直しを行うこととしております。この間、平成 30 年（2018 年）6 月に発生した大阪府北部地震や、同年 9 月の台風第 21 号などによる災害をはじめ、令和元年度（2019 年度）末からは、新型コロナウイルスが猛威を振るい、社会・経済活動が大きく変化するとともに、ごみの排出量等にも多大な影響を及ぼしています。さらに、国では、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和 4 年（2022 年）4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行するなど、廃棄物行政を取り巻く情勢は大きな転換期を迎えています。廃棄物処理は住民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会のインフラであるという認識のもと、創意工夫を凝らし廃棄物処理の効率的な管理運営を進めていく必要があります。

このような背景を踏まえ、この度は、「第 4 次豊中市ごみ減量計画」の進行管理とともに、「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第 4 次豊中市ごみ減量計画」の中間見直しについて、本審議会に意見を求めるものです。

3. 粗大ごみの処理手数料の改定について

(趣旨)

豊中市の粗大ごみの費用負担の導入（粗大ごみの有料化）につきましては、平成13年（2001年）3月の「ごみ減量をさらに進めるための方策について」の第3期審議会の答申を踏まえ、平成13年（2001年）10月から、新たな収集区分として「粗大ごみ」を設定し、戸別申込制を導入しました。

それから3年以上が経過し、粗大ごみ収集の戸別申込制が一定定着した第5期貴審議会においては、ごみ減量施策の一つとして粗大ごみの有料化についてご審議いただき、平成17年（2005年）12月の「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」の意見具申において、「ごみ処理費用の負担の公平性から、排出者の責任として粗大ごみの処理費用の一部を負担することとし、先進都市で導入されている事例の多い、概ね30%の負担が市民に過大な負担とならず妥当であると考えます。また、対象品目ごとに料金を設定し、それぞれの大きさ・重さ・処理困難性を考慮して段階別に料金を設定する方式が妥当である」との意見をいただき、この意見具申を踏まえ、条例等整備し、平成18年（2006年）10月に収集品目ごとに処理手数料を徴収する運用となったところです。

このように粗大ごみ有料化からすでに15年以上が経過し、開始当初は減少傾向であった粗大ごみの排出量は近年増加傾向にあり、排出抑制効果の低下も懸念されるなか、新型コロナウイルスの影響による生活様式の変容やデジタル化の推進など、廃棄物処理をめぐる昨今の社会情勢や市民ニーズは大きく変化しています。

こうした背景を踏まえ、本市がめざす協働で取り組む循環型社会の構築を進めるにあたり、ごみの発生抑制と再使用の推進に向け、粗大ごみ処理手数料の改定について、本審議会に意見を求めるものです。